

○御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付要綱

平成20年4月1日告示第29号

改正

平成25年3月1日告示第20号

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、御前崎市の産業振興及び観光振興を図るため、御前崎市補助金交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に基づき、御前崎市の特産品として調査、研究、開発及び販売事業に対して、市が予算の範囲内において補助金を交付するに当たり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において「特産品」とは、御前崎市内において生産される農畜産物又は水揚げされる水産物等を用いて製造された加工品であって、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金交付の対象は、特産品の製造又は販売に取り組む法人又は個人で、市内に代表者及び個人が在住又は事務所を有するものとする。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象事業は、前条の対象者が実施する事業で、次の要件を満たす事業とする。

- (1) 特産品の調査、研究及び開発を行うこと。
- (2) 特産品を複数年度にわたり製造及び販売すること。
- (3) 特産品についてホームページ、SNS、広告等により広報活動を行うこと。
- (4) 当該年度内に商品の販売開始まで行い、事業が完了すること。
- (5) この補助金に係る経費対象について、重複して他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件当たり20万円を上限とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金を受けようとする法人又は個人事業主は、御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して、事業着手前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、補助金交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助額の対象となる事業費の増額又は20パーセント以上の減額の変更が生じた場合
- (2) 事業の期間内にその遂行が困難になった場合
- (3) 事業を中止又は廃止する場合

2 前項の変更の承認を受けようとする場合は、御前崎市地域特産物商品開発事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（変更の承認）

第9条 市長は、変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市地域特産物商品開発事業補助金変更承認書（様式第6号）により申請

者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了した場合、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、御前崎市地域特産物商品開発事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付確定通知書を受領した者は、当該通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに御前崎市地域特産物商品開発事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 市長は、補助金事業の目的を達成するために特に必要であると認めた場合、概算払することができる。

(概算払の請求)

第14条 概算払を請求する場合は、概算払請求書(様式第9号)を提出するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認めたとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容	備考
報償費	専門知識を有する者の指導等を受けるための経費	
旅費	(1) 情報収集又は各種調査を行うための会議等に参加するための経費 (宿泊費、交通費等) (2) 開発した特産品をPRするためのイベント等に参加するための経費 (宿泊費、交通費等)	
消耗品費	事務用品、図書等の購入に係る経費	土産、飲食、娯楽又は接待に関するものは、補助の対象としない。
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、写真等の印刷、コピー等に係る経費	
通信運搬費	郵便料、宅配便代等の経費	電話、FAX、インターネット等の通信料は、補助の対象としない。
広告料	新聞、雑誌等での宣伝に係る経費	
手数料	商標登録、品質検査等に係る手数料	
委託料	パッケージ、ラベル等のデザイン製作料等、専門的な各種事務又は事業の委託に係る経費	第三者への再委託は、補助の対象としない。 試作品を製作するために必要な経費に限る。
使用料及び賃借料	(1) 機械器具等の賃借に係る経費 (2) 会議室、会場等の使用料	不動産（土地及び建物）に関する賃借料は、補助の対象としない。

原材料費	主要原料、材料等の購入に係る経費	試作品を製作するために必要な経費に限る。
備品購入費	試作品の製作及び生産に必要な備品に係る経費	
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費	

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 申請金額 円

(2) 事業の名称

(3) 事業の目的

2 概算払承認申請書

(1) 申請金額 円

(2) 理由

(3) 交付時期 年 月

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条、第8条、第10条関係）

様式第2号（第6条、第8条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

特産品の名称（仮称）	
特産品の概要	<p>(1) 特産品の内容</p> <p>(2) 活用する市内で生産、水揚げされている農畜産物水産物等</p> <p>(3) 御前崎市の魅力の発信につながる特徴・魅力等</p> <p>(4) 特産品が商品として生産を続けるため継続して原材料の安定調達が可能か</p>
期待される効果	
着手（予定）年月日	年 月 日
完了（予定）年月日	年 月 日
事業内容及び事業実施のスケジュール	
販売（予定）場所	

(注)

- 1 この用紙に書ききれない場合は、別紙に記載してください。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更のある項目の欄について、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第3号（第6条、第8条、第10条関係）

様式第3号（第6条、第8条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部 (円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
計					

2 支出の部 (円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
計					

3 補助金対象支出明細

(円)

経費区分	補助対象経費 (変更額)	補助対象経費の内訳 (変更額)	補助対象経費のうち交 付申請額の算出に用い る経費 (変更額)	備考
報償費				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
広告料				
手数料				
委託料				
使用料及び賃借料				
原材料費				
備品購入費				
その他経費				
合計額				
補助金交付申請額 の1/2以内(千円 未満切り捨て) ※補助金上限は20 万円。				

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった御前崎市地域特産物商品開発事業補助金の交付については、1のとおり決定します。

なお、概算払については、2のとおり承認します。

1 決定の内容

(1) 金額 円

(2) 事業の名称

(3) 事業の目的

2 承認の内容

(1) 金額 円

(2) 時期 年 月

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業計画変更承認申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた御前崎市
地域特産物商品開発事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類
を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金変更承認書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった御前崎市地域特産物商品開発事業補助金の計画変更について、次のとおり承認します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の交付決定額 円

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた御前崎市
地域特産物商品開発事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付決定額	円
事業の名称	
事業実施内容	
今後の展開	
添付書類	(1) 事業実績書（様式第2号） (2) 収支決算書（様式第3号） (3) 補助対象経費に係る領収書の写し (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第8号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付け 第 号により決定した御前崎市地域特産物商品開発事業補助金の交付について、次のとおり確定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第9号（第12条、第14条関係）

様式第9号（第12条、第14条関係）

御前崎市地域特産物商品開発事業補助金請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた御前崎市地域特産物商品開発事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

印

口座振込先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他（ ）
	支 店 名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				